

予 算 要 求 資 料

令和 8 年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：総務管理費 目：総務管理諸費

事業名 包括外部監査費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

総務部 行政管理課 管理・業務改善係 電話番号：058-272-1111 (内2319)

E-mail： c11127@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 11,000 千円 (前年度予算額： 11,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	11,000	0	0	0	0	0	0	0	11,000
要求額	11,000	0	0	0	0	0	0	0	11,000
決定額	11,000	0	0	0	0	0	0	0	11,000

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・平成9年度の地方自治法（以下「法」という。）改正により、平成11年度から外部専門家による財務等に対する監査（包括外部監査）が義務付けられたことから、毎年度、監査を実施しています。
- ・包括外部監査制度は外部専門家の客観的な視点からの監査が行われることで、監査機能の専門性・独立性の強化及び県民の県政に対する信頼感の向上を図ることを目的としたものです。
- ・令和7年度は香田浩一氏（公認会計士）と包括外部監査契約を締結し「外郭団体に対する財務事務の執行」をテーマに監査を実施しています。
- ・効果的かつ効率的な行財政運営を推進するにあたって、包括外部監査人からの指摘・意見は非常に有意義なものとなっています。

(2) 事業内容

- ・県の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者により、県の財務に関する事務の執行等について監査を実施しています。
- ・経済性（無駄な経費をかけていないか）・効率性（より効果が生じる方法はなにか）・有効性（目的にかなっているか）等の観点から監査を実施します。

（３）県負担・補助率の考え方

- ・県10/10（法第252条の36の規定により、知事は毎会計年度、包括外部監査を契約しなければならないとされているため。）

（４）類似事業の有無

なし

３ 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	11,000	包括外部監査契約に伴う費用（報酬、実費）
合計	11,000	

決定額の考え方

４ 参 考 事 項

（１）国・他県の状況

- ・包括外部監査に係る令和7年度予算ベースを全国の都道府県と比較すると、当県は全国で4番目の低さです。

（２）後年度の財政負担

- ・法で義務付けられていることから、毎年度発生します。

（３）事業主体及びその妥当性

- ・知事には、毎会計年度、外部の専門的な知識を有する者と包括外部監査契約を締結する義務があります。
- ・契約締結時には、監査委員への意見聴取や議会の議決が求められます。
- ・契約の相手方は、弁護士、公認会計士、税理士など、法第252条の28に定める者で、弁護士会など所属団体の推薦を受けた者の中から県が選任しています。
- ・現在の包括外部監査人は、令和6年度に所属団体からの推薦を受けて選任し、令和7年度に包括外部監査契約を締結している。

事業評価調書（県単独補助金除く）

☐ 新規要求事業

☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

外部の専門的な知識を有する者が監査を行うことにより、監査機能の独立性と専門性の強化及び住民の県政への信頼感の向上を図ります。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

包括外部監査人が選定するテーマにより指摘・指導の件数が変動すること、また結果の内容により措置を講ずるまでに要する時間が様々であることから、目標値を定めることは困難です。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	○岐阜県の岐阜県の防災に関する事業（災害予防・災害応急対策・災害復旧）について監査を実施しました。 令和4年度の包括外部監査の結果、防災予算の総体の把握を行うべきであるなどの171件の指摘と、岐阜県防災交流センターの設置目的に照らして計画的に施設の展示の見直しをすることが望ましいなどの163件の意見がありました。（令和5年3月15日報告書受領）
令和5年度	○岐阜県の子どもに関する補助金について監査を実施しました。 令和5年度の包括外部監査の結果、事業評価調書について実績に応じた緻密な検証・評価を行うべきであるなどの125件の指摘と、県ホームページで公開している事業評価書について、適切な記載がなされているかを確認の上、表記の誤りがないよう指導するのが望ましいなどの129件の意見がありました。（令和6年3月19日報告書受領）
令和6年度	○岐阜県の高齢者介護に関する事業について監査を実施しました。 令和6年度の包括外部監査の結果、介護事業者への運営指導を指定有効期間内に適切に行うべきであるなどの89件の指摘と、成年後見制度の利用促進がなされるよう積極的な取組を行うことが望ましいなどの92件の意見がありました。（令和7年3月18日報告書受領）

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない	
(評価) 3	包括外部監査の実施について、毎会計年度に外部の専門知識を有する者と契約を締結することが法により義務付けられています。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない	
(評価) 3	事業を始めた平成11年度から令和6年度までの指摘及び意見の総数は4,521件で、そのうち4,371件(措置率96%)について、関係部局で措置が講じられています。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている	
(評価) 2	包括外部監査人等との打ち合わせにメールを活用したり、複数機関を対象に同日監査を実施したりするなどにより、効率化と経費の削減を図っています。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 外部監査制度導入から20年以上が経過し、監査テーマが概ね一巡したことから、より効果が期待できる監査テーマの選定が課題と考えています。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 包括外部監査の実施については法で義務付けられていることから、今後も継続して実施します。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	